

措置費ガイドブック
～里親のみなさまにお支払いするもの～

(石川県少子化対策監室)

目 次

【1】お支払いまでの流れ

4P

【2】お支払い経費(概要)

5P

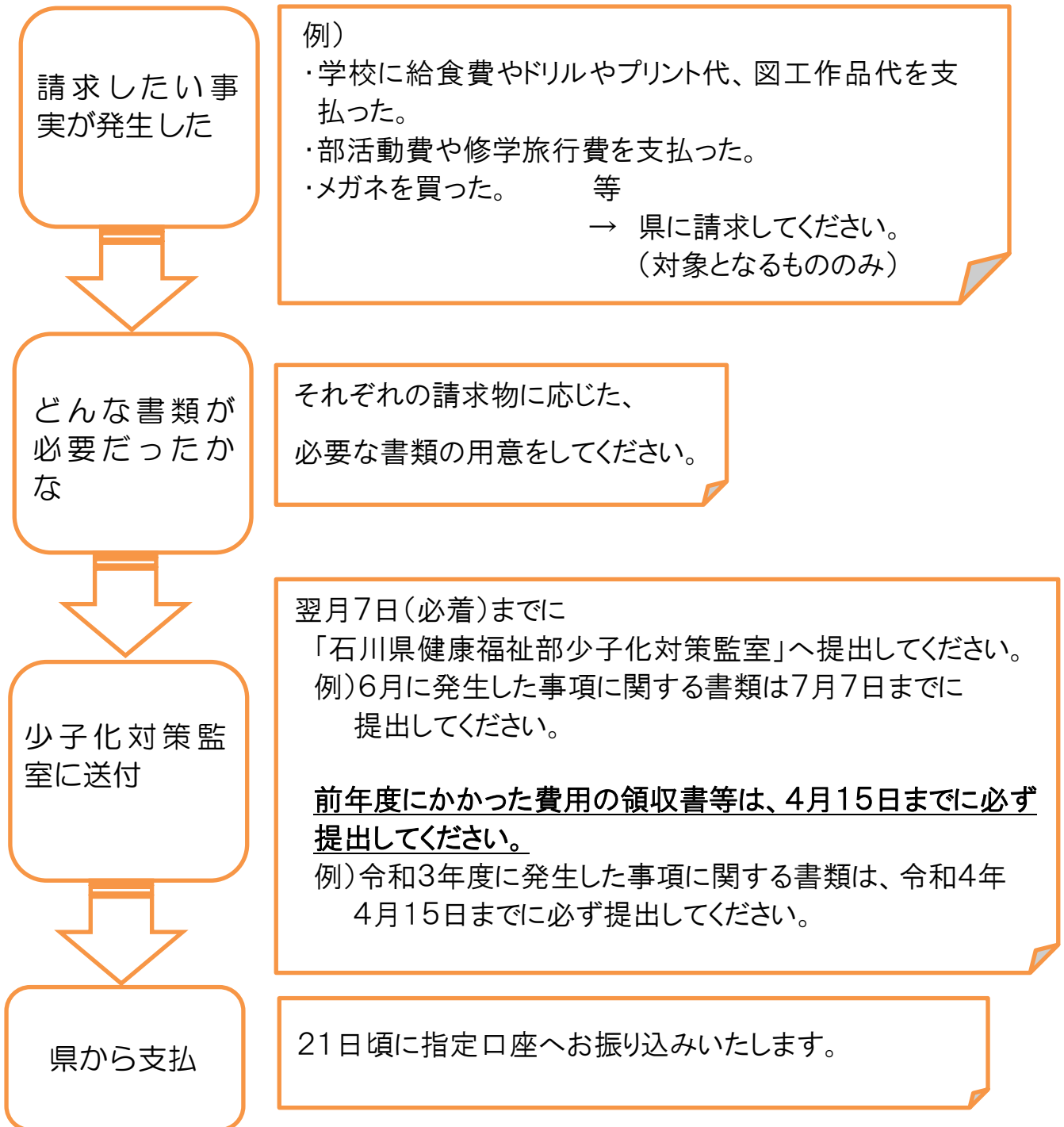
項目番号	項目名	ページ数
1	里親手当・受託支度費	8
2	一般生活費	8
3	幼稚園費	9
4	教育費	9
	教材費	10
	部活動費	10
	学習塾費	11
	通学のための交通費	11
	特別加算費	12
5	学校給食費	12
6	見学旅行費	13
7	入進学支度金	13
8	特別育成費	14
	交通費	14
	特別加算	15
	資格取得・講習受講	15
	補習費	16
9	夏季等特別行事費	16
10	期末一時扶助費	17
11	医療費	17
	眼鏡等の購入	18
	柔道整復施術療養費等	18
12	予防接種費	19
13	職業補導費(職業訓練)	20
14	冷暖房費	20
15	就職支度費	21
16	大学進学等自立生活支度費	21
17	葬祭費	22
18	学習指導加算	23

19	里親委託児童通院費	23
20	防災対策費	23
21	クラブ活動費	24
22	普通自動車免許取得	25

【3】請求の際の留意事項 26P

【4】お問い合わせ先 26P

【1】お支払いまでの流れ



【2】お支払い経費（概要）

児童福祉法の規定に基づいて、お支払いするものは次のとおりです。（月額）

令和4年3月現在

No.	費目	対象等	支払額(円)	支払月
1	里親手当	養育里親	1人あたり 90,000 ※2人目以降も同額	毎月
		専門里親	1人あたり 141,000 ※2人目以降も同額	毎月
	受託支度費	新規に児童を委託したとき	実費 (上限:44,630)	請求月
2	一般生活費	乳児	60,390	毎月
		乳児以外	52,370	毎月
3	幼稚園費	・幼稚園に就園している児童 ・保育園の1号認定児童	実費	請求月
4	教育費①	小学校	2,210	毎月
		中学校	4,380	毎月
		特別支援学校高等部	4,380	毎月
	教育費②	教材代 (小・中学校、特別支援学校高等部)	実費	請求月
	教育費③	部活動費(中学生)	実費	請求月
	教育費④	学習塾費(中学生)	実費	請求月
	教育費⑤	通学のための交通費	実費	請求月
教育費⑥	特別支援学校高等部入学時	86,300	入学 確認後	
5	学校給食費	小・中学校 特別支援学校高等部	実費	請求月
6	見学旅行費 (修学旅行)	小学校第6学年	22,690	請求月
		中学校第3学年	60,910	
		高等学校第3学年(特別支援 学校高等部を含む)	111,290	

No.	費目	対象等	支払額(円)	支払月
7	入進学支度金	小学校第1学年	64,300	4月
		中学校第1学年	81,000	
8	特別育成費①	国公立高等学校	実費 (上限:23,330)	請求月
		私立高等学校	実費 (上限:34,540)	請求月
	特別育成費②	高校通学のための交通費	実費	請求月
	特別育成費③	高校入学時	実費 (上限:86,300)	請求月
	特別育成費④	資格取得、講習受講費用	実費 (上限:57,620)	請求月
	特別育成費⑤	補習費	実費 (上限:20,000) (上限:25,000) 学年等によって異なる	請求月
9	夏季等特別 行事費	小・中学校 特別支援学校高等部	3,150	請求月
10	期末一時扶助費	委託されている児童	5,500	12月
11	医療費	医療を受けるために支払が 必要と認められるもの	実費	請求月
12	予防接種費	予防接種費	実費	請求月
13	職業補導費	交通費	実費	請求月
		教材費	5,030	
14	冷暖房費	委託されている児童	級地別	毎月
15	就職支度費	就職する児童	82,760	措置解 除日の 属する月
		特別基準に該当する児童	198,540	

No.	費目	対象等	支払額(円)	支払月
16	大学進学等 自立生活支度費	大学等に進学する児童	82,760	措置解 除日の 属する月
		特別基準に該当する児童	198,540	
17	葬祭費	委託されている児童が 死亡した場合	159,040	請求月
18	学習指導加算費	中学生	8,200	毎月
19	里親委託 児童通院費	児童相談所が認めた定期的 に通院が必要な児童	実費 (上限:15,000)	請求月
20	防災対策費	委託児童	実費 (上限:450,000)	3月
21	クラブ活動費	・高等学校 ・特別支援学校高等部	月額2,000 (条件あり)	翌年 4月
22	自動車運転 免許取得費	自立や就職のために普通自動 車運転免許が必要な児童	上限200,000	請求 翌月

1 里親手当・受託支度費

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

委託されている児童に係る手当及び新たに委託された際に必要な経費

【支払額】

(1人あたり)

里親手当	月額	1人あたり	90,000円
専門里親手当	月額	1人あたり	141,000円
受託支度費	新規委託時	1人あたり	実費 (上限:44,630円)

【提出書類】

①受託時にかかった費用を証明する領収書の写し

里親・専門里親手当に係る提出書類は、必要ありません。

【備考】

親族里親及び養子縁組希望里親には、里親手当の支払いはありません。



2 一般生活費

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

児童の食料費や日常生活に必要なもの

【支払額】

乳児分(1歳未満)	月額	60,390円
乳児以外分	月額	52,370円



【備考】

月途中で委託が始まった場合：日割り計算した金額分をお支払いいたします。

月途中で委託解除となった場合：お支払いした一般生活費から日割り計算分のご返金をお願いします。

県から納入通知書をお送りいたします。

1日あたりの日割り金額	
乳児分	1,986円/日
乳児以外	1,722円/日

例1) 5月15日に小学生を委託開始した場合

5月分一般生活費 1,722円×17日=29,274円
※5月分を6月21日頃に6月分と一緒に支払います。

例2) 5月24日に小学生を委託解除した場合

24日～31日の8日分 1,722円×8日=13,776円を
期日までに必ず納入してください。

3 幼稚園費

【対象】

幼稚園に通っている児童 又は 保育園に通っている1号認定の児童

【対象となるもの】

入学金、保育料、制服、PTA 会費、教科書代、学用品費、通学費など

【支払額】

実費

【提出書類】

- ①就園証明書
- ②幼稚園費証明書(様式あり)
- ③幼稚園就園奨励費受領書

※①及び②は、幼稚園長の証明をもらってください。

【備考】

各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合は、その補助額を控除した額になりますので、幼稚園就園奨励費受領書を提出してください。



4 教育費①

【対象】

小学校、中学校又は特別支援学校高等部に在学中の児童

【対象となるもの】

児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等(ノート、筆入れ、鉛筆、定規、カバン、傘など)

【支払額】

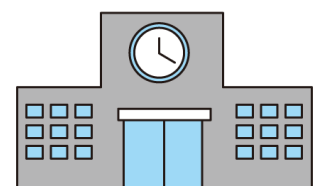
(1人あたり)

小学校	月額	2,210円
中学校	月額	4,380円
特別支援学校高等部	月額	4,380円

【提出書類】

在学証明書(特別支援学校高等部の方のみ)

※毎年度、4月20日頃までに、少子化対策監室へ提出してください。(様式あり)



4 教育費② ～ 教材代

【対象】

小学校、中学校又は特別支援学校高等部に在学中の児童

【対象となるもの】

学校の授業で全児童が必ず購入することになっている以下のもの

ワークブック	テスト	副読本的図書	PTA 会費
図工作	プリント	スケッチブック	など

【支払額】

実費(副教材として学校長が指定するもの)

【提出書類】

- ①学校教材代証明書(様式あり)→ 必ず学校長の証明をもらってください。
- ②領収書の写し ※学校以外に支払った場合は、「学校教材代証明書」と一緒に提出してください。

【備考】

義務教育児童の教科書は、文部科学省より無償配付されます。
特別支援学校高等部の児童の教科書代については、他からの支給がない場合に支払いの対象となります。



4 教育費③ ～ 部活動費

【対象】

中学生のうち部活動に入部している児童

【対象となるもの】

学校の部活動において、かかった道具代や遠征費

【支払額】

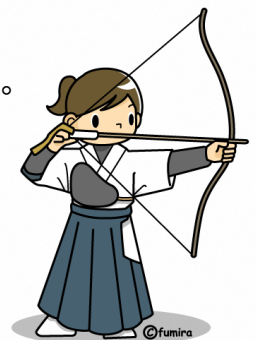
実費(その月における実費)

【提出書類】

- ①部活動必要経費証明書(様式あり)→必ず学校長の証明をもらってください。
- ②領収書の写し(スポーツ店などで購入した場合)

【備考】

部活のために必要な用品は、地域のスポーツ店などで購入した際も対象となります。ただし、他の生徒も同じ内容のものを購入している場合に限ります。



4 教育費④ ～ 学習塾費

【対象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

【対象となるもの】

学習塾へ通うために支出した、入会金、授業料(月謝)、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費など

※通信教育に必要な経費についても対象

【支払額】

実費

【提出書類】

①学習塾通塾証明書

②学習塾費証明書(様式あり)

※①及び②は、学習塾長の証明をもらってください。

【備考】

以下の経費は対象になりませんので注意してください。

<対象外>

- ・家庭の中での学習に使用する学習机、いす等の物品購入費及び参考書、問題集等の図書購入費
- ・家庭教師への月謝(謝礼)、教材費
- ・ピアノ、舞踏、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などのいわゆるお稽古ごとに支出した経費

4 教育費⑤ ～ 通学のための交通費

【対象】

小学校、中学校又は特別支援学校高等部に在学中の児童

【対象となるもの】

バスや電車通学等が日常的に必要な場合の定期代など

【支払額】

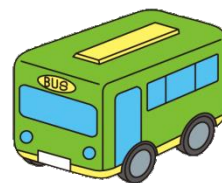
実費(バス等による通学が必要であると学校長が認めた場合)

※一般的に高額な自転車は認められませんので、一度、少子化対策監室までご相談ください。

【提出書類】

①バス・電車等通学証明書(様式あり)

②定期券購入領収書の写し



【備考】

- ・領収書には、通学区間が明記されていることを確認してください。
 - ・児童の通学に際し、その地域のほとんど全ての児童が自転車を利用している場合、又は、定期代よりも自転車を購入した方が経済的である場合においては、自転車購入に必要な最低必要額(修理代も含む)をお支払いします。
- また、学校の指導により自転車通学する児童全員にヘルメット着用を義務づけている場合は、ヘルメットの購入費も合わせてお支払いします。

4 教育費⑥ ～ 特別加算費

【対象】

特別支援学校高等部1学年に入学する児童

【対象となるもの】

かばん、帽子、くつ、制服、文房具等

【支払額】

86,300円(特別支援学校高等部入学(1年生)に必要な学用品費等)

【提出書類】

①入学証明書

※必ず学校長の証明をもらってください。

【備考】

入学証明書をご提出いただいたあとのお支払いとなります。



5 学校給食費

【対象】

学校給食を実施している小学校・中学校または特別支援学校高等部に在学中の児童

【対象となるもの】

学校の給食費

【支払額】

実費

【提出書類】

①学校給食実施証明書(様式あり)

※必ず学校長の証明をもらってください。



6 見学旅行費(修学旅行費)

【対象】

小学6年生、中学3年生もしくは高等学校3年生(特別支援学校の高等部を含む。)の児童

【対象となるもの】

児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等

【支払額】

小学校6年生	年額	22,690円
中学校3年生	年額	60,910円
高等学校3年生 (特別支援学校高等部を含む。)	年額	111,290円

【提出書類】

見学旅行参加証明書(様式あり) ※ 必ず学校長の証明をもらってください。

【備考】

- ・中学校2年時など、繰上げて実施される場合にも対象となります。
- ・教育の一環として行われる修学旅行のための経費です。
- ・遠足代、林間学校、臨海学校は「見学旅行費」の対象となりません。



7 入進学支度金

【対象】

小学校1学年または中学校1学年に入学する児童

【対象となるもの】

児童の入学に際して必要な学用品費等(ランドセル、制服、くつ、かばんの購入費)

【支払額】

小学校1学年入学児童	年額	64,300円
中学校1学年入学児童	年額	81,000円

【提出書類】

①入学証明書 ※ 必ず学校長の証明をもらってください。

【備考】

小学校または中学校に入学する児童が対象ですが、委託により転校が必要となり、制服等に指定がある場合にも対象となります。

年度の4月にお支払いします。転校の場合は証明書の提出後に支払います。



8 特別育成費①

【対象】

高等学校に在学している児童

【対象となるもの】

授業料や生徒会費等の学校納付金、教科書代、参考図書代、
学用品等の教科学習費など



【支払額】

実費

※ただし、以下の表の金額が上限

国・公立高等学校	月額	23,330円
私立高等学校	月額	34,540円

【提出書類】

- ①在学証明書(様式集あり) 又は学生証
- ②授業料等証明書(様式あり) ※ ①および②は必ず学校長の証明をもらってください。

【備考】

- ・対象は、高等学校(定時制及び通信制を含む)及び高等専門学校(入学時より3年まで)のほか、専修学校(高等過程に限る。)及び各種学校となります。
- ・在学証明書は4月に一度ご提出いただければ以後の提出は不要です。
- ・授業料等証明書は請求の必要な費用が発生したときにご提出ください。何ヶ月分かの費用をまとめて記載し、後日提出していただく事も可能です。

8 特別育成費② ～ 交通費

【対象児童】

高等学校に在籍している児童

【対象となるもの】

通学のための交通費

【支払額】

実費

※一般的に高額な自転車は認められませんので、
一度、少子化対策監室までご相談ください。

【提出書類】

- ①定期券購入領収書の写し 又は 自転車等購入領収書の写し

【備考】

- ・領収書には、通学区間が明記されていることを確認してください。
- ・児童の通学に際し、その地域のほとんど全ての児童が自転車を利用している場合、又は、



定期代よりも自転車を購入した方が経済的である場合においては、自転車購入に必要な最低必要額(修理代も含む)をお支払いします。

・また、学校の指導により自転車通学する児童全員にヘルメット着用を義務づけている場合は、ヘルメットの購入費も合わせてお支払いします。

8 特別育成費③ ～ 特別加算費

【対象】

高等学校に入学する児童

【対象となるもの】

入学時に必要な制服やかばんなど

【支払額】

実費

※ただし、以下の表の金額が上限

高等学校第1学年入学時	年 額	86,300円
-------------	-----	---------



【提出書類】

①入学証明書

※ 必ず学校長の証明をもらってください。

②制服やかばんの購入領収書の写し

8 特別育成費④ ～ 資格取得・講習受講

【対象児童】

高等学校(特別支援学校高等部含む)の児童、または、中学校卒業、高校を中退した児童 ※既に就職している児童は対象外です。

【対象となるもの】

就職時に役立つ資格(例:簿記、パソコン操作技術、TOEIC、ホームヘルパー等)

【支払額】

実費 ※ただし、以下の表の金額が上限

就職に役立つ資格の取得時	高校在学中に1回限り	57,620円
--------------	------------	---------

【提出書類】

①資格取得特別加算費申請書(様式あり)

②資格取得申込書の写しまたは受講申込書の写し

③支払済の費用がわかる資料の写し

※振込控のコピー、授業料・明細のコピー等

【備考】

原則1つの資格に要した費用が対象ですが、複数の資格の費用を合算する事も可能ですので、一度、少子化対策監室担当者にご連絡ください。

8 特別育成費⑤ ～ 補習費

【対象児童】

学習塾等を利用した児童で下記のいずれかに該当する児童

- ・高等学校(特別支援学校高等部含む)の児童
- ・義務教育終了児童のうち高等学校に在籍していない児童(すでに就職しているものは除く)

【対象となるもの】

学習塾等にかかる費用

【支払額】

実費

※ただし、以下の表の金額が上限

高等学校 第1・2学年	月額	20,000円
高等学校 第3学年	月額	25,000円
集団学習に馴染むことが困難なもの	月額	25,000円

【提出書類】

- ①支払済の費用がわかる資料の写し

9 夏季等特別行事費

【対象】

小学校、中学校に在学している児童

【対象となるもの】

学校又は教育委員会が、生徒全員を参加させて行う「夏季等の臨海・林間学校等」の行事に参加するために必要な交通費など

【支払額】

1人あたり 3,150円

【提出書類】

- ①夏季等特別行事参加証明書(様式あり)

※ 必ず学校長または教育委員長の証明をもらってください。

【備考】

遠足代、修学旅行は対象となりません。



10 期末一時扶助費

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

年末における児童の被服(洋服)などの購入費

【支払額】

5,500円(年額) ※12月1日時点で委託されている児童に対してお支払いします。



11 医療費 ～ ①一般診療

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

医師や歯科医師が必要と認めたと認められた保険診療が可能な「診察、治療、投薬、手術」など。
(美容形成等は適用外)

【支払額】

(1) 一般診療

児童の 保険証の有無	窓口負担	受診の際に医療機関窓口に 提示が必要なもの	
有	負担なし	保険証 及び 受診券	医療機関から県 に直接請求が来 ます。
無	負担なし	受診券	

(2) 移送費(歩行することが著しく困難で、かつ、病気やけがの治療のため、通院や入院しなければならないとき、又は、医師の指示により一時的・緊急的に病院などに移送される費用。毎日の通院費は除外)については実費でお支払いします。

【提出書類】 ！移送費の請求時のみです！

- ①通院証明書※医療機関の証明をもらってください。
- ②交通機関が発行した領収書の写し

美容整形などは対象外です。

ご注意ください。不明な点はお相談ください。



11 医療費 ～ ②眼鏡等の購入

【対象児童】

医師や専門機関が、眼鏡を使用しなければ、現在もしくは将来において著しい支障があると認める場合

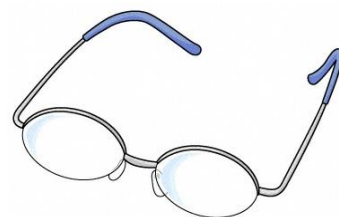
【対象となるもの】

眼鏡の購入、修理にかかった費用

【支払額】

実費

※一般的に高額なメガネは認められませんので、一度、少子化対策監室までご相談ください。



【提出書類】

- ①眼鏡処方箋(医療機関が発行するもの)
- ②請求書(様式あり) ※眼鏡販売店の独自様式でも可です。

【備考】

- ・眼鏡が基本です。コンタクトレンズは条件があります。
- ・コンタクトレンズについては、「児童の保護者による支払が不可能であり、かつ医師や専門機関がコンタクトレンズでないと支障が生じる(例:眼鏡では視力が矯正できない等の理由)と認める場合においては、レンズの他、必要最小限(洗浄液、保存液)のものをお支払いします。請求の際は、別途お問い合わせください。

11 医療費 ～ ③柔道整復施術療養費等

【対象児童】

柔道整復師等が、その児童に施術を行う必要があると認める場合

【対象となるもの】

ねんざなどのリハビリ治療等

【支払額】

治療にかかる経費	保険加入者は自己負担分である3割を、 保険未加入者は10割を県が負担
----------	---------------------------------------

※その他、補装具等は保険適用外分を県が負担します。

【提出書類】

医療機関から県に対し請求書を発行してもらってください。



©fumira

12 予防接種費

【対象児童】

以下の表の予防接種を利用した児童



	インフルエンザワクチン
	ロタウイルスワクチン
	破傷風トキソイドワクチン
	RSウイルス感染症
	流行性耳下腺炎
A 類 疾 病 関 係	Hib ワクチン
	小児用肺炎球菌ワクチン
	B 型肝炎ワクチン
	4 種混合ワクチン
	BCG
	MR(麻しん風疹混合)ワクチン
	水痘(みずぼうそう)ワクチン
	日本脳炎ワクチン
HPV ワクチン	

【対象となるもの】

予防接種に必要な経費

【提出書類】

①予防接種費用の領収書の写し

【備考】

- ・領収書には、下記の項目が整っていることがお支払いの条件となります。
(児童名、接種日、接種費用、予防接種の種類)
- ・もし、領収書だけでは上記の項目が分からない場合は、診療明細書の写しや、母子手帳の写しなどをあわせてご提出ください。

13 職業補導費(職業訓練)

【対象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設などに通うもの

【対象となるもの】

職業訓練機関に通う場合の交通費、教科書代等

【支払額】

児童の交通費	最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの)	実費
児童に係る教科書代等	月額	5,030円

【提出書類】

- ①在籍証明書
- ②定期乗車券等の領収書の写し

14 冷暖房費

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

児童の冷暖房に必要な経費

【支払額】

対象となる月の初日の児童	月額	お住まいの地域ごと おおよそ1,300円程度
--------------	----	---------------------------



15 就職支度費

【対象】

就職するため措置が解除されることとなった児童

【対象となるもの】

- 1 就職支度費 : 就職に必要な寝具類、被服類等の購入費
- 2 特別基準(※) : 就職に必要な住居費、生活費等(支払条件あり)

【支払額】

1就職支度費	82,760円	児童へ現物給付してください
2特別基準(※)	198,540円	児童の口座へ振り込んでください

(※)の特別基準については、就職支度費の支払い対象児童等のうち、

- ・保護者がいない(死亡または行方不明)児童等
- ・保護者がいる場合でも、養育拒否や虐待等の理由で、児童の保護者が就職するための必要な経済的援助ができない児童等

のいずれかに該当する場合に、1の他にお支払いいたします。

ただし、児童扶養手当を受給している場合は対象となりません。

【提出書類】

①県への申請時

- ・採用証明書等

(特別基準を申請する場合)

- ・就職支度費特別基準申請書(様式あり)

②児童へお支払いした後

(特別基準の認定を受けた場合)

- ・就職支度費特別基準支給報告書(様式あり)
- ・児童の口座へ振り込んだことが分かるもの(振込依頼書等)



【備考】

- ・特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。
- ・就職支度費特別基準は申請をして承認されることが条件となります。

16 大学進学等自立生活支度費

【対象】

児童が大学等(大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・各種学校)へ進学するため委託が解除されることとなった場合

【対象となるもの】

- ・大学等進学に必要な学用品及び参考図書類等の購入費
- ・大学等進学に必要な住居費、生活費など(支払条件あり)

【支払額】

必要な学用品及び参考図書類等の購入費	82,760円	児童へ現物給付又は口座へ振り込んでください
(特別基準) ※必要な住居費、生活費等	198,540円	児童の口座へ振り込んでください

※特別基準については

- ・保護者のいない(死亡または行方不明)児童等
- ・保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等のいずれかに該当する場合に、1の他にお支払いできます。
ただし、児童扶養手当を受給している場合は対象となりません。

【提出書類】

①申請時

- ・合格証明書等

(特別基準を申請する場合)

- ・大学進学支度費特別基準申請書(様式あり)

②児童へお支払いした後

(特別基準の認定を受けた場合)

- ・大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書(様式あり)
- ・児童の口座へ振り込んだことが分かるもの(振込依頼書等)



【備考】

- ・特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。
- ・大学進学等自立生活支度費特別基準は申請をして承認されることが条件となります。

17 葬祭費

【対象】

委託されている児童

【対象となるもの】

委託児童が亡くなった際の、火葬又は埋葬納骨その他葬祭に必要なもの

【支払額】

159,040円

【提出書類】

- ①死亡届
- ②火葬許可書

【備考】

細かな加算要件がありますので、別途お問い合わせください

18 学習指導費加算

【対象児童】

中学校に在籍する児童

【対象となるもの】

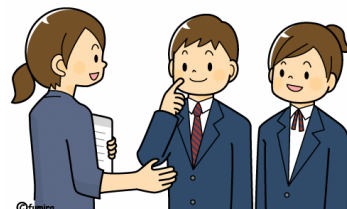
学習指導に必要な副教材(ドリル、辞書、テスト予想問題集等)の購入

【支払額】

8,200円(月額)

【備考】

中学校に在籍する児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行うための経費です。



19 里親委託児童通院費

【対象児童】

児童相談所が認めた定期的に通院が必要な児童

【対象となるもの】

委託児童が通院する際に必要な経費

【支払額】

実費 ※ただし、月額15,000円が上限

【提出書類】

- ①通院の実績を確認できるものの写し
- ②電車やバス等を利用した際の領収書の写し

20 防災対策費

【対象となるもの】

防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる費用

【支払額】

実費 ※ただし、年額45万円が上限

【提出書類】

- ①防災用具の購入領収書等の写し

※重要

次からの **21 クラブ活動費** と **22 普通自動車運転免許取得** は手続き、お支払いの方法が **全く** 異なります。ご注意ください

21 クラブ活動費

※事業名：石川県児童養護施設等育成事業

【対象児童】

高等学校や特別支援学校高等部に在籍しクラブ活動を行う児童

【対象となるもの】

クラブ活動において、かかった道具代や遠征費

【支払額】

2,000円(月額上限)

お支払いは1年分をまとめて、翌年4月(または5月)にお支払いいたします。

※2,000円を超えた分は自己負担となりますのでご了承ください。

【提出書類】

〈5月までに〉

- ・補助金交付申請書(様式あり)
- ・事業の内容及び経費の配分…別紙第1(様式あり)
- ・児童養護施設等児童育成事業費補助金における補助対象経費について…別紙(様式あり)
- ・歳入歳出予算書抄本…別紙第2(様式あり)

〈翌年3月までに〉

- ・補助金実績報告書(様式あり)
- ・事業の内容及び経費の配分…別紙第1(様式あり)
- ・児童養護施設等児童育成事業費補助金における補助対象経費について…実績別紙(様式あり)
- ・歳入歳出決算書抄本…別紙第2(様式あり)
- ・クラブ在籍証明書…別紙第3(様式あり)
- ・石川県児童養護施設等育成事業費補助金精算請求書(様式あり)

【備考】

申請書及び報告書、請求書は、必ず期日までにご提出ください。

期日までに書類のご提出がない場合は、お支払いができませんのでご注意ください。

～お支払までの流れ～

- ① 5月末までに「申請書(年間にかかる予定の費用等)」を提出してください。
- ② 翌年3月末までに「報告書(年間のかかった費用)」を提出してください。
- ③ 報告書と一緒に「クラブ請求書」を提出してください。
- ④ 提出いただいた「報告書」を少子化対策監室で確認後、1年分を一括で、翌年度の4月(または5月)にお支払いいたします。



お手数おかけして
申し訳ありません。

22 普通自動車運転免許取得 ※事業名:石川県児童養護施設等児童自立促進費

【対象児童】

就職のために普通自動車運転免許が必要な18歳に達した児童

【対象となるもの】

普通自動車運転免許取得にかかった費用

【支払額】

200,000円(上限)

【提出書類】

〈申請時〉

- ・交付申請書…様式第1号(様式あり)
- ・事業計画書…別紙1(様式あり)
- ・費用徴収階層認定証明書…様式第2号(様式あり)

※様式第2号は、児童相談所に記載を依頼してください

〈報告時〉

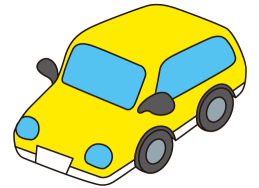
- ・児童自立促進費補助金事業実績報告書…様式第3号(様式あり)
- ・事業実績報告書…別紙1(様式あり)
- ・自動車学校の教習用などの領収証
- ・卒業証明書や免許証のコピー
- ・免許証請求書(児童養護施設等児童自立促進費補助金精算請求書)→ 様式あり

【備考】

申請は、自動車学校に通い始める1ヶ月前までに、必ず行ってください。

報告は、自動車学校を卒業後、1ヶ月以内に、必ず行ってください。

期日までに書類のご提出がない場合は、お支払いができませんのでご注意ください。



～お支払いまでの流れ～

- ① 自動車学校に通い始める1ヶ月前までに、上記「申請時に必要な書類3点」を提出してください。
- ② 自動車学校卒業後、1ヶ月以内に、上記「報告時に必要な書類5点」を提出してください。
- ③ 報告書と一緒に「免許証請求書」も提出してください。
- ④ 提出いただいた「報告書」を少子化対策監室で確認後お支払いいたします。



【3】請求の際の留意事項

・請求するものがある場合は、早急にお申し出ください。

-
- ・それぞれの請求するものに必要な書類がそろっているか確認してください。
 - ・書類の記載内容に誤りや漏れがないか確認してください。
(押印はされていますか。まちがった記載はありませんか。)
 - ・領収書は、下記の項目が整っていることがお支払いの条件となります。
(領収金額、領収年月日、品名等、領収者氏名、押印)
領収書の提出があっても、これらのいずれかの記載がない場合、お支払いが遅くなったり、お支払いができない場合もございます。
 - ・書類は毎月7日までに前月分を送付してください。7日を過ぎると、当月の支出に間に合わない場合があります。
 - ・4月から3月に発生したものに関する請求は、必ず、その年度内に行ってください。
年度の期日を過ぎて請求した場合、お支払いすることができません。
例) 令和2年4月から令和3年3月までに発生したものに関する請求期日
→ 令和3年4月15日
 - ・請求の中でも、個別的、具体的なものについては、追加で書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。
 - ・書類を一部修正する場合には、修正液や修正テープを使わず、二重線を引いて訂正印を押してください。なお、金額の修正については、受けつけることができません。ご了承ください。

【4】お問い合わせ先

石川県庁

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1-1

石川県健康福祉部 少子化対策監室

家庭福祉グループ 措置費担当

TEL 076-225-1421

FAX 076-225-1423